



|                              |                           |
|------------------------------|---------------------------|
| 秘                            |                           |
| 指定者                          | 厚生労働省 労働基準局<br>安全衛生部 安全課長 |
| [ ] ・ 無期限                    |                           |
| 平成19年8月14日から<br>平成24年8月13日まで |                           |

基安安発第 0814003 号  
平成19年8月14日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長  
(公 印 省 略)

派遣労働者に係る労働災害に関する労働者死傷病報告の取扱いについて

標記については、平成16年3月11日付け事務連絡により当課課長補佐から都道府県労働局労働基準部安全主務課長あて指示しているところであるが、派遣労働者に係る労働災害について、派遣先からの休業4日以上労働者死傷病報告（労働安全衛生規則様式第23号）（以下「報告」という。）の提出数が派遣元からの提出数と比較して相当程度少ない状況となっている。

このため、派遣先・派遣元からの報告の適正化を図るべく、別記1の団体に対して別添1により、別記2の団体に対して別添2により、報告の提出の徹底等について要請したところである。

については、各都道府県労働局においても、下記事項に留意の上、需給調整部署と必要な連携を図りつつ、派遣労働者に係る報告提出の徹底を図られたい。

記

1 派遣先・派遣元関係団体等に対する要請等

(1) 派遣先・派遣元関係団体に対する文書要請

別記1及び2の業界団体等の都道府県支部等に対し、別添1及び2を参考として要請を行うこと。

(2) 派遣先・派遣元関係団体に対する集団指導等

派遣元事業者、製造業等で派遣労働者を多数受け入れていると考えられる事業者等を対象とした集団指導等を実施する際には、労働者死傷病報告の取扱いについても併

せて指導を行うこと。

また、需給調整部署において集団指導等が実施される場合には、労働基準部において必要な説明等を行えるよう協力を求めること。

## 2 報告受理時の窓口における指導

(1) 派遣先から報告の提出があった場合には、派遣元に対して労働者派遣法施行規則第42条に基づき、その写しを派遣元に送付する義務がある旨を教示し、派遣元への送付を指導すること。

(2) 派遣元から報告の提出があった場合については、派遣先から送付を受けた報告の写しを確認する等により、報告受理時に派遣先から写しの送付を受けている事実を確認すること。

(3)



## 3 報告を提出しない派遣先事業場等に対する指導



(注) 別添、別記については秘文書として取り扱う必要はない。

平成 19 年 8 月 14 日

別記 1 の団体の長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

派遣労働者の労働災害に関する労働者死傷病報告の取扱いについて

標記報告につきましては、従来より、派遣先及び派遣元事業者双方から提出することが義務付けられているところではありますが、平成 16 年 3 月より、労働者死傷病報告の様式が改正され、派遣労働者に係る労働災害については、派遣先・派遣元の明示や、派遣先事業場名の明記等が義務付けられたところ（別紙参照）です。

しかしながら、今なお、派遣先事業場から労働者死傷病報告が提出されない等、不適切な事案が見られることは誠に遺憾なことであります。

つきましては、貴団体の会員事業場に対し、労働者死傷病報告の提出に関し、下記の事項について再度周知徹底を図っていただくようお願い申し上げます。

記

- 1 労働者が労働災害等により死亡又は休業したとき、事業者は所轄の労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなければならないとされているが（労働安全衛生規則第 97 条）、派遣労働者が派遣中に労働災害等により死亡又は休業したときは、派遣先及び派遣元の事業者双方がそれぞれの事業場を所轄する労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなければならないこと。
- 2 派遣先の事業者は、労働者死傷病報告を提出したとき、その写しを派遣元の事業者に送付しなければならないこと（労働者派遣法施行規則<sup>注</sup> 第 42 条）。

注) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号）

別記1 (派遣先となりえる業界団体等)

| 地方支部等があるもの           |
|----------------------|
| 中央労働災害防止協会会長         |
| 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長   |
| 林業・木材製造業労働災害防止協会会長   |
| 鉱業労働災害防止協会会長         |
| 社団法人建設荷役車両安全技術協会会長   |
| 社団法人国際観光旅館連盟会長       |
| 社団法人全国エルピーガススタンド協会会長 |
| 社団法人全国火薬類保安協会会長      |
| 社団法人全国乗用自動車連合会会長     |
| 社団法人全国労働保険事務組合連合会会長  |
| 社団法人全日本シティホテル連盟会長    |
| 社団法人全日本トラック協会会長      |
| 社団法人日本観光旅館連盟会長       |
| 社団法人日本空調衛生工事業協会会長    |
| 社団法人日本作業環境測定協会会長     |
| 社団法人日本新聞販売協会会長       |
| 社団法人日本造船協力事業者団体連合会会長 |
| 社団法人日本クレーン協会会長       |
| 社団法人日本電気協会会長         |
| 社団法人日本ボイラ協会会長        |
| 社団法人ボイラ・クレーン安全協会会長   |
| 社団法人日本ボイラ整備据付協会会長    |
| 社団法人日本エルピーガス連合会会長    |
| 社団法人日本ベアリング工業会会長     |
| 社団法人日本ホテル協会会長        |
| 社団法人日本溶接協会会長         |
| 社団法人日本ロボット工業会会長      |
| 社団法人日本砕石協会会長         |
| 全国木材組合連合会会長          |
| 全国産業廃棄物連合会会長         |
| 全国商工会連合会会長           |
| 全国森林組合連合会会長          |

| 全国段ボール工業組合連合会会長       |
|-----------------------|
| 全国中小企業団体中央会会長         |
| 全国農業協同組合連合会会長         |
| 日本麻紡績協会会長             |
| 日本商工会議所会頭             |
| 日本生活協同組合連合会会長         |
| 日本洗淨技能開発協会会長          |
| 日本チェーンストア協会会長         |
| 日本百貨店協会会長             |
| 日本紡績協会会長              |
| 社団法人全国ビルメンテナンス協会会長    |
| 社団法人全国労働衛生団体連合会会長     |
| 地方支部等がないもの            |
| 社団法人仮設工業会会長           |
| 社団法人信託協会会長            |
| 社団法人生命保険協会会長          |
| 社団法人セメント協会会長          |
| 社団法人全国地方銀行協会会長        |
| 社団法人全国登録教習機関協会会長      |
| 社法人大日本水産会会長           |
| 社団法人日本鍛造協会会長          |
| 社団法人東京ガラス外装クリーニング協会会長 |
| 社団法人日本鋳物工業会会長         |
| 社団法人日本化学工業協会会長        |
| 社団法人日本ガス協会会長          |
| 社団法人日本機械工業連合会会長       |
| 社団法人日本強靱鑄鉄協会会長        |
| 社団法人日本金属プレス工業協会会長     |
| 社団法人日本産業機械工業会会長       |
| 社団法人日本自動車工業会会長        |
| 社団法人日本証券業協会会長         |
| 社団法人日本新聞協会会長          |
| 社団法人日本石綿協会会長          |
| 社団法人日本造船工業会会長         |
| 社団法人日本中小型造船工業会会長      |

|                      |
|----------------------|
| 社団法人日本鉄鋼連盟会長         |
| 社団法人日本鉄道車輛工業会会長      |
| 社団法人日本電気工業会会長        |
| 社団法人日本フードサービス協会会長    |
| 社団法人日本プラントメンテナンス協会会長 |
| 社団法人日本保安用品協会会長       |
| 社団法人日本民営鉄道協会会長       |
| 社団法人日本民間放送連盟会長       |
| ビール酒造組合組合長           |
| 社団法人林業機械化協会会長        |
| 化成品工業協会会長            |
| 日本製紙連合会会長            |
| 政府関係特殊法人連絡協議会会長      |
| 石油化学工業協会会長           |
| 石油連盟会長               |
| 全国石油商業組合連合会会長        |
| 全日本家具商組合連合会会長        |
| 損害保険経営者懇談会会長         |
| 電気事業連合会会長            |
| 電機・電子・情報通信産業経営者連盟理事長 |
| 電線工業経営者連盟理事長         |
| 都市銀行懇話会代表者           |
| 日本肥料アンモニア協会会長        |
| 日本化学繊維協会会長           |
| 日本火薬工業会会長            |
| 日本鉱業協会会長             |
| 日本ゴム工業会会長            |
| 日本醤油協会会長             |
| 日本伸銅協会会長             |
| 日本ソーダ工業会会長           |
| 日本鑄鍛鋼会会長             |
| 日本フェロアロイ協会会長         |
| 日本無機薬品協会会長           |
| 日本羊毛紡績会会長            |



別記 2 の団体の長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課長

派遣労働者の労働災害に関する労働者死傷病報告の取扱いについて

標記報告につきましては、従来より、派遣先及び派遣元事業者双方から提出することが義務付けられているところでありますが、平成 16 年 3 月より、労働者死傷病報告の様式が改正され、派遣労働者に係る労働災害については、派遣先・派遣元の明示や、派遣先事業場名の明記等が義務付けられたところ（別紙参照）です。

しかしながら、今なお、事業場から労働者死傷病報告が提出されない等、不適切な事案が見られることは誠に遺憾なことであります。

つきましては、貴団体の会員事業場に対し、労働者死傷病報告の提出に関し、下記の事項について再度周知徹底を図っていただくようお願い申し上げます。

記

- 1 会員事業場に対し、次に掲げる事項について再度周知徹底を図っていただきたいこと。
  - (1) 労働者が労働災害等により死亡又は休業したとき、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければならないとされているが（労働安全衛生規則第 97 条）、派遣労働者が派遣中に労働災害等により死亡又は休業したときは、派遣先及び派遣元の事業者がそれぞれの事業場を所轄する労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなければならないこと。
  - (2) 派遣先の事業者は、労働者死傷病報告を提出したとき、その写しを派遣元の事業者に送付しなければならないこと（労働者派遣法施行規則<sup>註</sup>第 42 条）。
- 2 会員事業場に対し、次に掲げる事項の実施について周知を図っていただきたいこと。
  - (1) 派遣労働者に係る労働災害が発生した場合、派遣先事業者に対し、所轄労働基準監督署長に提出した労働者死傷病報告の写しを派遣元に送付することが義務づけられていることを教示し、当該報告の写しの送付を求め、その内容を踏まえて労働者死傷病

報告を作成すること。

- (2) 労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出する際、派遣先からの労働者死傷病報告の写しを添付・提示する等により、派遣先から労働者死傷病報告の写しの送付を受けた事実を明示すること。

注) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）

別記2 (派遣元事業者等の団体)

|                          |
|--------------------------|
| 地方支部等があるもの               |
| 社団法人日本人材派遣協会会長           |
| 地方支部等のないもの               |
| 社団法人日本生産技能労務協会会長         |
| 有限責任中間法人日本製造アウトソーシング協会会長 |

